

高知県教育委員会 会議録

平成22年9月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年9月24日(金) 16:00

閉会 平成22年9月24日(金) 17:05

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		久松 朋水

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩 隆之
〃	小中学校課課長補佐	安岡 健二
〃	教育政策課人事企画担当チーフ	岡田 圭司
〃	小中学校課人事担当チーフ	黒瀬 渡
	教育政策課教育企画担当チーフ	中島 勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 9月臨時委員会を開催する。
 教育長 (提案説明)

【付議第1号 平成23年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案(教育政策課)】

- 教育政策課長説明
- 質疑

委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 教育長 事務局	副校長は、H22年度の異動で県立学校では何校に配置しているか。 高等学校に4校、特別支援学校に2校である。 副校長、主幹・指導教諭など「新しい職」の小中学校への配置は今後どんな方向に持って行こうとしているか。役割の受け止め方が学校現場によってまちまちと思うがしっかりとした位置づけが必要ではないか。 また、主幹・指導教諭という職は、校長にはなれないが教科指導に優れた教員の待遇改善の要素もあったのではないか。 主幹・指導教諭の意識の差については、ご指摘の点はあると思う。求められる役割について明確なモデルがあるわけではなく手探りで始めたため、どこを見ても同じやり方ができているわけではない。ただ、2年間の研究である程度手法や方向性は見えてきたと思うので、来年はそういった活用方法などを周知していきたい。 また、指導教諭が力量はあるが管理職になりたくない教員のポジションという議論があるのは確かだが、本県では他の教諭への指導に重点を置く中2階の職と位置付けており、単なる待遇改善とは思っていない。 教務部長と指導教諭、教頭と主幹教諭の関係が学校によって異なっているし、業務内容が人材育成になっていないと感じる。「便利屋」として使われていないか。 従前手の届かなかった課題に対応する意味では、「便利屋」であってはならないというわけではないと思う。ただ、単なる便利屋でなく、教員をまとめ、管理職の掲げる方向に合わせていく新しい職務領域を位置付けている。その点今後より周知していきたい。 主幹・指導教諭として特長的に効果が出ている事例はどんなものか。 プロジェクト専任や事務の集中する教頭の前払い役など、ミッションの明確な場合は上手くいっている。 小中学校に関しては、東京のような基幹教員として強い位置づけでなく、各学校の組織風土に合った活用方法を研究という形で配置
---	---

委員	しており、(組織上の)ライン形成や役割分担を明確に提示できていない。戦略的な人事配置が出来ていなかった反省点もある。今後市町村とのヒアリングに向けて解決の糸口を見つけていきたい。
事務局	副校長等が配置されることでプラスにならないと意味がない。人材育成という視点は分かるが、役割分担がすっきりしないという現場の声を聞く。ライン形成図は示さなければならぬと思う。
教育長	大きな組織図は示し、指導しながら進めてきたが、各主任と教頭の間での役割ということで現場での模索はあった。
事務局	研究モデル校の成果はいつ頃できるか。
委員長	とりまとめは12月である。
教育長	リーダーシップを持った教員がグループで支えなければならない。
委員	校長が一人では無理。
委員長	主幹・指導教諭を校長が活用できないといけない。
事務局	課題がはっきりしている学校は役割が明確になる。
委員	人事異動の具体的な進め方について、例えば学校統廃合の影響等H22とはどんなところが変わるか。
事務局	小中学校に関しては、管理職の退職者がきわめて少ない状況。学校で取り組んでいる課題をしっかりとやってもらいたい考えである。
委員	小中学校の登用者数が少ない状況はしばらく続くか。
事務局	この2年間。その後は30名から40名程度となる。統廃合の計画が先送りとなってこのタイミングで重なった。
委員	義務教育に係る教員の人事異動は、市町村教委の意向もあって県の考えたとおりにとはならない。そこも踏まえ、基本的に県がしっかりした計画を持つことが必要。
事務局	各市町村間において、人事異動上の「山」「谷」を少なくするのは我々の使命と考える。
委員	校長でもモチベーションが下がらないよう、努力した人が報われる異動が必要。
委員長	人事は、市町村教委訪問時に必ず話題となる。市町村と相当すり合わせたうえでお願いすべきところはお願いしなければならない。
教育長	各学校もランドデザインができていない面がある。どういう人間を育成するかデザインを持った上で人事の要望をすべき。
委員長	市町村を跨る異動、特に高知市をどうするかが課題。
事務局	高知市の教育の現状が変わらないのであれば、ドラスティックに変える必要はある。
委員	高知市側の事情としては、人口が一極化し、厳しい教育環境にある高知市では、(高知市で)経験を積んだ教員でないと持たない、という考えがあると伺っている。
委員長	その結果、(現状が)変わっていなければ変えなければならない。
委員	市教委にも管理主事があり、なかなか動かしがたい面はあるだろう。

事務局	高知市との交流数は、以前 150 だったものが現在 50 程度まで減少している。理想は、県・市の管理主事が同じテーブルで行うことだが、それにはまだ時間がかかる。
委員長 教育長	全部一度はなく、ある特定の地域から進める方法もある。 高知市の中学校の組織文化は思うようには変わらない。一定動きはあるが、組織を変えるまでにはなかなか至らない。
委員	(教育課題に) 対処療法をするための人事異動となっている。根本的な解決、対応から発想した人事が必要。
事務局 教育長	ご指摘のとおりで、システムを抜本的に変えなければ対応は無理。 (課題解決に向けた) 成功のシナリオを描けないような状況の学校もある。
委員 事務局	暴力を振るう生徒の気持ちから変えていくような教育が必要。 例えば、校長がやりきるためのバックボーンが高知市にないという話も聞く。学校には市が支えてくれるかという不安が常にある。市も戦略を持ってもらいたい。一人の校長の力ではどうしようもない。
委員長	先般訪問した城東中などよくやっている。そんなところに集中投下するような戦略が必要。
教育長 委員 教育長	どこか突破口を作っていかなければならない。 時間はかかるが、小学校の教員を異動してはどうか。 就学前からの問題であり、それぞれの段階で取り組まなければならないもの。それが中学校で噴き出る。組織文化の問題であり、主幹教諭が配置されればどう活用するかなども、本来校長が構想を持っていてしかるべきもの。
事務局	悲観的な話題が多いが、この 2 年間、学校改善プランなどを通じて校長の意識が変わっているのは事実。これからも我々の努力次第と考える。
委員長	意欲のある校長を支えるグループづくりなど、しっかり取り組んでももらいたい。
委員	放課後対策として外部の支援員にやってもらうとか、学力向上のために人の配置が必要という考え方は理解できない。それは教員の本務のはずで、恥ずかしい話だと思うが。
事務局	小学校では発達障害児への対応、中学校では部活動との両立で現場からは苦心の声が多いのは事実。
委員	そういう専門的な分野に人が足りないからほしいというのなら分かる。仕事の中の整理ができていないと感じる。
事務局	発達障害を含む児童生徒支援への要員として 90 程度加配配置しているが、現場からの要望は 270 ほどある。
委員	雰囲気的に思うのは、根拠ある加配の要望になっていないのではないかという点。一人大変な児童生徒がいるから一人要望する、など実際にこういう専門的な対応をするために、こういう人が必要とい

	う形になっているのか。もっと科学的に加配を考えることが必要ではないか。
事務局	事務所に専門職をおいて、かなり現場が変わってきたという報告もあっている。計画的にやっていきたいと思う。
委員	専門の方が事務所を回っており心強く感じる。高知市はこれに関わっていないが、一番多いのは高知市なので不満を感じる。
事務局	高知市は教育研究所があって独自にやっているが、その中でも発達障害に関するものは対策していくべき。本来、こういうことは県と合同でやっていくべきもの。
委員長 事務局	高知市以外で人事上の課題はどんなものがあるか。 統廃合の関係でここ 2,3 年過員気味である。その分を高知市に移動する考え方があり、広域の人事異動が必要となる。また、群部では教員の高齢化が進んでおり、活性化という意味で課題。
委員	また、県東部出身の教員が少なくなってきており、中部から異動となることから、放課後に教員がいなくなってしまう現象はよく言われる。 全部平均でなく、目立つところを作っていくような人事をお願いしたい。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第 1 号

原案のとおり議決